

第4章 基本構想

第1節 将来都市像

本市では、市民・議会・行政と一緒に市政を進めるために今まであった基本的なルールを明文化し、「三笠市未来づくり基本条例」を平成21年4月に制定しました。これは、未来のまちづくりの姿と地方自治の基本を定める最高規範であり、まちの憲法として位置づけられるものです。

この条例における未来のまちづくりの基本理念である次の2つを、本市がめざす将来都市像とします。

誰もが暮らしてみたい田園産業都市

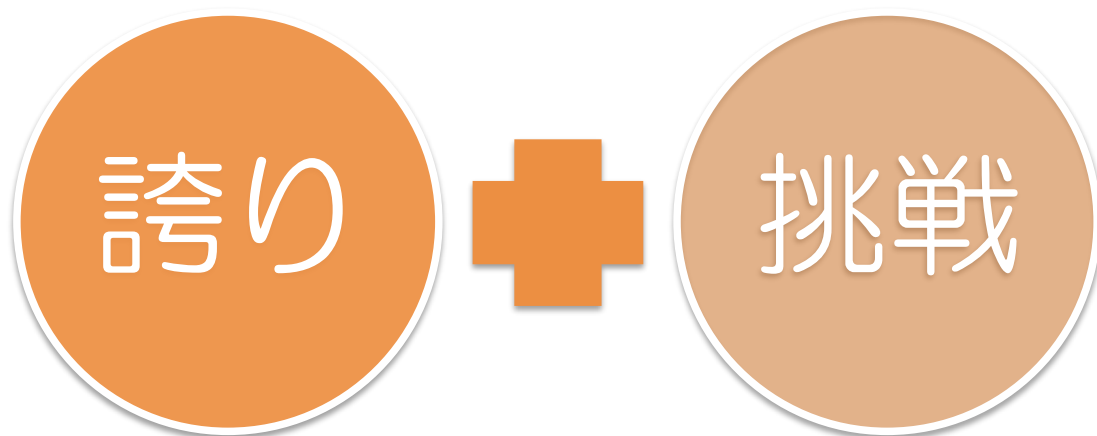
日本一安心して誰もが住み続けたいまち

三笠市未来づくり基本条例より抜粋《第4条第1項》

市民及び市は、緑豊かな自然を守り、環境への負荷に配慮した人と自然との共生、森林や花などによる美しいまちづくりを推進した「誰もが暮らしてみたい田園産業都市」の構築と昔から培ってきた人と人の結びつきを大切に、お互いを助け合い、三笠市の歴史を深く知り、その歴史を継承、共有し、自ら地域のことを考え、三笠市を愛し、未来にわたり生涯を通して三笠市で安心して暮らせるまちを創造した「日本一安心して誰もが住み続けたいまち」の実現を目指すことを未来のまちづくりの基本理念とする。

第2節 まちづくりの姿勢

将来の都市像の実現に向け、市政における各分野のバランスが取れた施策を展開するため、まちづくりの姿勢を



として掲げ、全ての項目において、『誇り』と『挑戦』を根幹に置きます。

第3節 基本目標

将来都市像及びまちづくりの姿勢に付帯する【6つ】の基本目標を定め、これらをまちづくりの柱とします。

1. 人が育つまち三笠
2. 人が元気で働けるまち三笠
3. 人が快適に生活を楽しむまち三笠
4. 人が安心して暮らせるまち三笠
5. 人と自然が共存できるまち三笠
6. 人が未来に向かって夢を育めるまち三笠

第4節 施策展開の基本方針

この方針は、基本目標の実現に向けて、各分野における施策をどう進めていくか、その方向を示したもので、新しい時代にチャレンジしていく精神と行動を基本に置き、次に示す方針のもとに施策や事業を進めていきます。

1. 人が育つまち三笠

次世代を担う子どもや若者たちが、たくましく生きる力と思いやりのある心を育み、家庭学校、地域の連携により、元気でたくましく学びながら成長できるよう、学習やスポーツ環境の充実を図るとともに、子育てしやすい環境の充実を進めます。

誰もが気軽にスポーツ・レクリエーションに親しみ、健康増進を図ることができる環境づくりや、地域に根ざした社会教育などを通じ、生きがいのある充実した人生を送ることができるまちをめざします。

2. 人が元気で働けるまち三笠

本市が持つ特性や資源を活かし、様々なニーズに対応した観光振興により起業・新産業の創出を図るとともに、農業者や商業者の経営の安定化や担い手の育成確保、経営意欲の醸成を進めます。

産業構造の変化や多様化する消費者ニーズなどに対応できるよう、異業種間交流をはじめ、地域の特性を活かした、たくましく活みなぎる産業の創造、開発、発展を図り、誰もが魅力のある職場でいきいきと元気に働くことができるまちをめざします。

3. 人が快適に生活を楽しむまち三笠

豊かな自然という貴重な財産を将来に引き継ぐために、市民一人ひとりが省エネルギー、資源リサイクルなどに関心をもち、環境にやさしいまちづくりを進めます。

若者が三笠に移り住み、住み続けたいと思えるような住環境等の整備を図るとともに、交通環境、情報通信環境の整備を進めます。

冬の暮らしを安全、安心にすごすことができるよう、除排雪の充実を図ります。

身近な自然など快適な環境を保全するとともに、道路や公園の整備など誰もがやすらぎと快適さ、便利さを実感しながらいきいきと暮らすことができるまちをめざします。

4. 人が安心して暮らせるまち三笠

健康は自分でつくることを基本としながら、市民一人ひとりの健康に対する関心を高めるとともに、自らも地域福祉の担い手であるという助け合いの意識を広めます。

みんなで支えあう社会環境づくりを推進し、誰もが住み慣れた地域で自立して生活できる福祉社会の実現と、いきいきと健康で安心してすごすことができるまちをめざします。

地域の基幹病院である市立病院を中心とした医療体制の充実を進めます。

地域の暮らしを守るため交通安全や防犯対策の充実を図るとともに、市民の生命と財産を守る消防、救急、防災体制を整え安全、安心に暮らすことができるまちをめざします。

5. 人と自然が共存できるまち三笠

郷土愛を醸成し、郷土に根ざした歴史、風土、芸術、文化などの地域文化を保存、伝承、活用するとともに、生活の中から創造し、楽しみ、広め、市民が自信と誇りを持ち、情報を発信していくことでまちの知名度を高め、交流人口の増加を図り、まちの活性化をめざします。

6. 人が未来に向かって夢を育めるまち三笠

まちづくりの主役は市民一人ひとりです。市民が積極的にまちづくりに参加できるように、市民と行政が情報を共有し、ともに考え、ともに行動するまちをめざします。

信頼と安心のまちづくりを進めるため、健全な行財政運営と安定した財政基盤の確立をめざします。

第5節 施策項目

まちづくりの柱として掲げた6つの基本目標は、【26】の施策により構成しています。これらの施策を展開するための施策項目は、次のとおりです。

1. 人が育つまち三笠

- I 子どもの教育
- II スポーツ・レクリエーション
- III 社会教育

2. 人が元気で働けるまち三笠

- I 農林水産業
- II 商工業・起業化・企業誘致
- III 雇用・労働環境
- IV 観光・開発

3. 人が快適に生活を楽しむまち三笠

- I 交通環境
- II 冬の環境
- III 環境衛生
- IV 土地・住宅環境
- V 上下水道
- VI 治山・治水
- VII 道路・河川・公園
- VIII 情報通信環境

4. 人が安心して暮らせるまち三笠

- I 地域福祉
- II 児童・母子・父子福祉
- III 地域医療
- IV 健康づくり
- V 高齢者・介護福祉
- VI 障がい者福祉
- VII 交通安全・防犯・生活安全
- VIII 消防・救急・防災

5. 人と自然が共存できるまち三笠

- I 歴史・芸術・文化

6. 人が未来に向かって夢を育めるまち三笠

- I 協働・市民参加
- II 行財政運営

● 全体のイメージ図

